

答 申 第 20 号
令和元年10月7日

伊勢原市長 高 山 松太郎 殿

伊勢原市情報公開審査会
会 長 吉 川 和 宏

伊勢原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

令和元年7月29日付けで諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、別紙のとおり答申いたします。

(諮問第22号)

横浜地方裁判所小田原支部に提出された訴状の1～6ページ

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、平成31年3月12日、「横浜地方裁判所小田原支部に提出された訴状の1～6ページ」を一部公開とした決定は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成31年3月4日付けで、伊勢原市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、伊勢原市長（以下「実施機関」という。）に対して、「横浜地方裁判所小田原支部に提出された訴状の1～6ページ」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件公開請求に対し、平成31年3月12日付けで、2016年4月1日付け横浜地方裁判所小田原支部に提出された損害賠償請求事件の訴状の1ページから6ページまで（以下「本件行政文書」という。）を請求対象文書と特定した上で、本件行政文書に記載された原告の住所、氏名、学歴、通所施設、通院歴、傷病歴、治療・検査の内容、健康状態、家庭状況及び原告母の氏名、収入状況並びに医師名等については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第6条第1号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 本件審査請求人は、令和元年5月17日付けで、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨**(1) 審査請求の趣旨**

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非公開とした「原告の住所の内、都道府県名と市町村名」「原告が通っていた小学校名」「進学先の中学校名」「通院先の病院名と通院した日付」の公開を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

ア 原告が住んでいる、都道府県と市町村名を公開しても、原告が特定できると思えない。

イ 伊勢原市情報公開審査会が「体罰事故が発生した学校名を公開すべき」と、答申第19号で指摘している。今回は、体罰事故ではないが、原告が通っていた小学校名を公表しても特段、問題はない。また、仮に小学校名の公開が可能であれば、「学区」から進学先の中学校名が分かる訳で、中学校名も非公開に

する必要がない。

ウ 通院した病院名の公開については、平成13年に、体罰事故報告書の不服審査で、神奈川県情報公開審査会が答申第79号として「被害児童が通院した病院名も公表すべき」と指摘している。神奈川県と伊勢原市の情報公開条例は別物ではあるが、説得力のある、また、参考になる答申である。仮に原告が通った、病院名と通院した日付を公開しても、原告以外にも不特定多数の患者が利用していて、なおかつ、医師と看護師には守秘義務があり、原告が特定されることはない。

4 実施機関の説明要旨

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、2016年（平成28年）4月1日付けで横浜地方裁判所小田原支部に提出された、損害賠償請求事件の訴状である。

当該訴訟は、平成18年5月29日に市立小学校においてプール清掃時に発生した児童の転倒事故に係る損害賠償請求事件であり、現在係争中の訴訟である。

訴状は、別紙1、2、3を含むと全部で19ページあり、このうち、本件公開請求の対象は、訴状（本体・全8ページ）の1ページから6ページまでである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 「原告の住所の内、都道府県名と市町村名」について

住所については、特定の個人が識別される情報であることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。住所は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報であり、住所地の市町村名等が明らかな場合等を除き、更に細分化して公開・非公開の判断をすることはしない。

イ 「原告が通っていた小学校名」について

「小学校名」については、それ自体だけでは、個人を識別することはできない。しかし、事故が発生した小学校においては、プールの清掃を毎年同じ学年に担当させていたという事実を考慮すると、小学校名を公開することにより学年が特定され、事故発生年月日等他の情報と組み合わせることにより、個人が識別され得ることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。

ウ 「進学先の中学校名」について

「中学校名」については、それ自体だけでは、個人を識別することはできない。しかし、事故発生年月日等他の情報と組み合わせることにより、個人が識別され得ることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。

なお、審査請求人は、請求の理由の中で、「仮に、小学校名の公開が可能であれば「学区」から進学先の中学校名が分かる訳で中学校名も非公開にする必要がない」と主張するが、指定校変更の制度により他の中学校に進学する者や私立の中学校に進学する者もいるため、「小学校名の公開が可能であれば進学先の中学校が分かる」との主張は成り立たない。

エ 「通院先の病院名と通院した日付」について

「通院先の病院名と通院した日付」については、個人を識別することはできないが、当該情報は、原告の通院歴という個人の心身の状況に関する情報であり、個人に関する情報の中でも最もプライバシー性及び秘密保持性が高い情報である。

条例第3条第2項では「実施機関は、行政文書の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用に努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公開されることがあってはならないことを明らかにしている。

伊勢原市の解釈運用基準では、心身に関する情報を非公開事例として掲げており、通院先の病院名と通院した日付については、個人に関する情報の中でもプライバシー性及び秘密保持性が高い情報であり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、文書法制課が保管している2016年4月1日付けで横浜地方裁判所小田原支部に提出された訴状の1ページから6ページまでである。

当該訴訟は、平成18年5月29日に市立小学校においてプール清掃時に発生した児童の転倒事故に係る損害賠償請求事件で、現在係争中である。

本件行政文書には、原告の住所、氏名、学歴、通所施設、通院歴、傷病歴、治療・検査の内容、健康状態、家庭状況及び原告の母の氏名、収入状況並びに医師名等の個人に関する情報が記載されている。

(2) 公開条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、当該情報を公開しないことができる旨を定めたものである。

ア 「原告の住所の内、都道府県名と市町村名」について

住所を独立した一体的な情報として個人情報に該当するとした実施機関の判断は妥当であり、都道府県名及び市町村名を含む住所は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。

イ 「原告が通っていた小学校名」及び「進学先の中学校名」について

「小学校名」及び「中学校名」については、他の情報と組み合わせることに

より、特定の個人が識別され得ることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。

ウ 「通院先の病院名と通院した日付」について

「通院先の病院名と通院した日付」については、個人を識別することはできないが、当該情報は、原告の通院歴という個人の心身の状況に関する情報であり、個人に関する情報の中でも最もプライバシー性及び秘密保持性が高い情報であり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号本文の非公開事由に該当する。

エ 小括

上記アからウまでのとおり、本件行政文書に記載されている個人に関する情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利を害するおそれがあるもので、条例第6条第1号の規定により非公開とすべき情報に該当すると認められる。

6 結論

以上のことから、実施機関が本件行政文書を一部公開とした決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

審査会の経過等

年月日	審査会の経過等
R1. 7. 29	諮問書の受理
R1. 8. 5	審議 実施機関の説明聴取
R1. 10. 7	答申

伊勢原市情報公開審査会

会 長 吉 川 和 宏
職務代理者 林 服 子
委 員 杉 山 喜 男
委 員 堀 越 由 紀 子
委 員 飯 島 弘